

管理規定に記載する事項

駐車場法（抜すい）

（管理規程）

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

- 2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 路外駐車場の名称
 - 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
 - 三 路外駐車場の供用時間に関する事項
 - 四 駐車料金に関する事項
 - 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。
- 4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

駐車場法施行令（抜すい）

（駐車料金の額の基準）

第十六条 法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- 二 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

駐車場法施行規則（抜すい）

（路外駐車場に関する管理規定）

第三条 法第13条第2項第3号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

- 2 法第13条第2項第4号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。
- 3 法第13条第2項第5号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第四条 法第13条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- 2 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要